

平成 29 年 12 月 27 日
株式会社 桜家ホールディングス

当社元従業員の不正行為に関する調査完了のお知らせ

当社は平成 29 年 10 月 19 日付け「当社元従業員による不正行為について」にて公表しましたとおり、当社の元従業員による不正行為（以下「本件不正行為」といいます。）について、独立役員による調査委員会を設置し、調査を進めておりましたが、調査のすべてが完了しましたのでお知らせいたします。

記

1. 本件不正行為の概要

当社の元従業員（総務課長）が、持株会の銀行口座より資金を不正に引出していたことが判明しました。不正発覚後の社内調査及び本人の供述により資金の横領の事実が確認できたため、元従業員を本年 6 月 7 日付で懲戒解雇いたしました。その後、社内調査の他、独立社外役員 4 名（社外取締役 2 名、社外監査役 2 名）による調査委員会を設置し、調査を行った結果、損害額の総額は 22 百万円であることが判明しました。

2. 今後の対応

本件不正行為を行った元従業員に対して、刑事告訴及び損害賠償請求の民事訴訟を行う方針です。

3. 関係者の処分等

本件不正行為の発生を厳粛に受け止め、管理監督責任を明確にするため、以下のとおり社内規程に基づく厳正な社内処分を実施しました。

- ・ 代表取締役社長 近藤 昭 月額報酬の 5% を 1 ヶ月間減俸
- ・ 取締役総合企画部長 島田幸雄 月額報酬の 5% を 1 ヶ月間減俸

4. 再発防止に向けた取り組み

業務フローの変更とチェック体制の強化、及び社内コンプライアンス遵守を徹底すべく、より一層全従業員の教育、啓発活動に取り組み、全社を挙げて再発防止に努めてまいります。

5. 業績への影響について

本件不正行為の業績に与える影響につきましては、損害額の全額が回収困難と考えられることから、平成 29 年 12 月期において 22 百万円に対して貸倒引当金を計上いたします。

以 上